

知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第24回(2016年7月10日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第23回	平成28(2016)年 3月13日(日)	平成27(2015)年9月1日
第24回	平成28(2016)年 7月10日(日)	平成28(2016)年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第54号)
施行日	平成28(2016)年 1月 1日
参考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正 URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡ 〈受検対策〉➡ 〈読者サポートコーナー〉➡ 〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
P331～P332 Lesson40 不正競争防止法[2] 2 営業秘密に関する不正競争行為の類型		
P331 (1) 営業秘密不正取得等 行為 最終行 本文追加	また、自ら不正に取得していなくとも、不正取得行為が介在していることを知りながら、その情報を使用すること等も不正競争行為となります（不競2条1項4～9号）。	また、自ら不正に取得していなくとも、不正取得行為が介在していることを知りながら、その情報を使用すること等も不正競争行為となります（不競2条1項4～9号）。 <u>さらに、営業秘密侵害品の譲渡、引渡し、それらのための展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じて提供する行為も不正競争行為となります。当該侵害品を譲り受けた者については、譲り受けるときに営業秘密侵害品であることを知っているか、知らないことにつき重大な過失がある場合に不正競争行為に該当します（不競2条1項10号）。なお、ここにいう「重大な過失」とは、取引慣行に照らし悪意と同視し得るほどの著しい注意義務違反がある場合を意味します。</u>
P332 (2) 不正競争行為とならない場合（適用除外） 4行目 本文追加	取引によって営業秘密を取得した者が、営業秘密について不正取得行為または不正開示行為が介在したことを知らないで、その取引によって取得した権原の範囲内でその営業秘密を使用または開示する行為は、不正競争行為とはなりません（不競19条1項6号）。	取引によって営業秘密を取得した者が、営業秘密について不正取得行為または不正開示行為が介在したことを知らないで、その取引によって取得した権原の範囲内でその営業秘密を使用または開示する行為は、不正競争行為とはなりません（不競19条1項6号）。 <u>また、後述する差止めを請求できる期間（不競15条）を経過した後に、営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡等する行為は、不正競争行為とはなりません（不競19条1項7号）。</u>

該当箇所	変更前	変更後
P332～P333 Lesson40 不正競争防止法[2] 3 その他の不正競争行為		
P332 (1) 技術的制限手段妨害行為 4行目	(不競2条1項 <u>10</u> 号)	(不競2条1項 <u>11</u> 号)
P332 (1) 技術的制限手段妨害行為 6行目	(不競19条1項 <u>7</u> 号)	(不競19条1項 <u>8</u> 号)
P332 (2) ドメイン名不正取得等行為 3行目	(不競2条1項 <u>12</u> 号)	(不競2条1項 <u>13</u> 号)
P332 (3) 原産地等誤認惹起行為 3行目	(不競2条1項 <u>13</u> 号)	(不競2条1項 <u>14</u> 号)
P333 (4) 競争者営業誹謗行為 3行目	(不競2条1項 <u>14</u> 号)	(不競2条1項 <u>15</u> 号)

該当箇所	変更前	変更後
P333～P334 Lesson40 不正競争防止法[2] 4 不正競争行為に対する制裁		
P333 4行目	<p>…もしくはその行為の開始の時から<u>10年</u>が経過した後は、侵害行為の差止めを請求できません（不競15条）。</p>	<p>…もしくはその行為の開始の時から<u>20年</u>が経過した後は、侵害行為の差止めを請求できません（不競15条）。</p>
P333 11行目～最終行	<p>…これにより生じた損害を賠償しなければなりません（不競4条）。</p> <p>さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の懲役もしくは<u>1000万円</u>以下の罰金に処せられる、または併科されることがあります（不競21条1項1～6号）。</p> <p>なお、法人の…</p>	<p>…これにより生じた損害を賠償しなければなりません（不競4条）。<u>なお、民法上、損害賠償請求においては原則として原告に立証責任がありますが、これを軽減するため、被告による営業秘密の使用が推定されます（不競5条の2）。</u></p> <p>さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の懲役もしくは<u>2000万円</u>以下の罰金に処せられる、または併科されることがあります（不競21条1項1～9号）。<u>一部を除き、営業秘密侵害罪（営業秘密の取得、使用、開示、営業秘密侵害品の譲渡等）の未遂行為についても罰則の対象となります（不競21条4項）。</u></p> <p>なお、法人の…</p>
P334 3行目～4行目	<p>…営業秘密の国外使用・開示処罰（不競21条<u>4項、5項</u>）、退職者の処罰（不競21条1項6号）等の罰則が規定されています。</p>	<p>…営業秘密の国外使用・開示処罰（不競21条<u>6項、7項</u>）、退職者の処罰（不競21条1項6号）、<u>海外重課（不競21条3項）</u>等の罰則が規定されています。<u>なお、営業秘密侵害罪は非親告罪です。</u></p> <p><u>さらに、個人・法人から、営業秘密侵害行為によって得た利益を、上限なく没収することができる任意的規定が導入されています（不競21条10～12項）。</u></p>